

大分市告示第 555 号

振動規制法（以下「法」とする。）第3条第1項の規定に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を新たに指定すること及び法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準を定めることについて、法第3条第3項及び第4条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

1 新たに規制する地域

別図のとおり（旧野津原町全域）指定する。

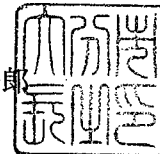
2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	自 午前 8 時 至 午後 7 時	自 午後 7 時 至 翌日の午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル

令和 4 年 11 月 1 日

大分市長

佐藤 樹一郎



附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。